

電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

平成 30 年 6 月 27 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 26 年 4 月に政府決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づいて平成 26 年 9 月にオンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」が決定された。同計画は、申請・届出等の行政手続についてオンライン利用の利便性向上に向けて各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としたものである。

国税庁では目標を達成するために、ここ数年の間で、①法人税等申告集中期の土曜日・日曜日の利用可能時間拡大、②添付書類等のイメージデータによる送信、③第三者作成書類の添付省略、④タブレット端末等のスマートデバイスへの対応等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善を多く実施し、これらの改善により、平成 29 年度の旧財務省改善取組計画の改善促進手続におけるオンライン利用件数は 2,482 万件に達した。

また、平成 30 年 3 月末に改訂された「『行政手続コスト』削減のための基本計画」によると、①相続税の e-Tax 対応、②QR コードの出力による納付手段の拡充、③財務諸表及び勘定科目内訳明細書の提出データ形式の柔軟化、④添付書類のイメージデータ送信の容量拡大、⑤e-Tax 受付時間の更なる拡大など、多くの利便性向上策が示され、日税連がこれまで改善要望を継続してきた項目の多くが実現されることとなった。

このように、日税連では毎年、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示すると同時に、税理士会員に対して電子申告の重要性の周知、無料相談会場での e-Tax の使用を推奨するなど電子申告の更なる利用拡大に努めている。また、平成 29 年 1 月より第四世代税理士用電子証明書の発行を開始し、既に約 80%の会員が取得しているが、全ての会員が税理士用電子証明書を使って電子申告を行うという目標の達成に向けて日々取り組んでいる。

今後、更に電子申告の利用件数を伸ばすためには、単なるシステム面の改善のみならず、書面を前提とした法制度・運用の見直しなど、電子申告制度及び税制そのものを抜本的に改正していく時期に差し掛かっていると考えられる。

日税連においても、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務になってくる。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を国税当局と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオン

ライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

【重要要望項目】

（電子証明書関係）

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、その身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

そのため、税理士が申告書等の電磁的記録に電子署名を行うときにも、書面における署名押印と同様に、税理士の身分と責任を明らかにする義務が生じる。国が税理士に独立した公正な立場を求めるとともに無償独占制度を認めており、前述の考え方は税理士制度全体に関わるものであり、費用等を考慮しつつも具体的に実現させる必要がある。

したがって、税理士法第33条において税理士資格を証明できる電子証明書の送信を義務付けるか、少なくとも電子的に税理士であることを証明できる仕組みを設ける必要がある。

（e-Taxの利便性向上策関係）

2. メッセージボックスの閲覧に電子証明書の認証が必要となることについて、納税者利便に配慮してすすめること。

平成31年1月からID・パスワードによるe-Tax利用の簡便化が行われることに伴って、メッセージボックス内の個人情報に係る部分の閲覧には電子証明書が必要となる。

これに関し、ID・パスワードで申告した納税者はメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できないことから、平成31年1月実施に向けて解決する必要がある。

（番号制度導入後の利便性）

3. 税務代理を行う税理士に対して納税者のマイナポータルに格納される情報の閲覧を可能とすること。

マイナポータルの本格運用が開始されたことに伴い、今後、所得税の確定申告の際に必要な国民健康保険や国民年金支払金額等の情報がマイナポータルに集約されることとなることから、より円滑な税務代理を行うため、税理士が委任されていることを電子的に証明する方策を講じた上で、マイナポータルに格納される納税者の情報の閲覧を可能とすること。

（メッセージボックス）

4. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

（1）システム面の改善

- ① e-Taxの利用時間外であっても参照できるようにすること。
- ② 「還付金処理状況」は最終更新から1カ月間閲覧可能となっているが、翌期の確定申告の際に必要な情報であるため、それまで期間を延長すること。あるいは他に確認手段を講じること。

（2）受信通知の表記の改善

現在、詳細確認画面名が「メッセージ詳細（受信通知）」、本文のタイトルが「メール詳細」となっている表記を「受信通知」に変更し、税務署の收受印に相当するものであることを明確にすること。

(3) 税理士のメッセージボックスの改善（新規）

現在、税理士は自らの申告、代理送信ともに同じ利用者識別番号を使っているが、税理士本人に関する情報と代理した納税者に関する情報が混在しているため、税理士のメッセージボックスの閲覧方法について改善すること。

(4) メッセージボックスの発展的なシステムの構築

現在の電子申告システムは、取下書や単独で送付する説明資料等（請求書、契約書等）の法定外文書については、税務署窓口に提出する必要がある。これらの文書の送信が可能になると、納税者の事務手続面での利便性は大いに向上され、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定されるため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

(その他)

5. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

ダイレクト納付やペイジーを利用しない納税については、2019年1月よりコンビニ納付で利用できるQRコードの印刷が可能となる予定だが、今後、金融機関で納付可能な納付書を国税庁ホームページからダウンロードする等の方法によって入手可能となることを要望する。

6. システム変更を早急に行うこと。

Windows等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。特に、当面の課題として、署名が不要な手続きについてはMicrosoft Edgeに速やかに対応すること。

【要望項目】

(e-Tax ソフト)

1. e-Tax ソフトについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax ソフト (WEB 版)」が利用者視点で整備されており飛躍的に使い勝手が向上していることや民間の会計ソフトの改善により利便性が高まっていることにより、国税庁が提供する e-Tax ソフトそのものを利用して申告する者は、ごく少数になっているものと思われる。

しかしながら、e-Tax ソフトは、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていること、税務支援事業で使用する機会が増えていることなどの理由から、一定の利用者が存在している。利用者である納税者及び税理士 (税理士会) の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」を取り纏めたので改善を要望する。

2. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

平成 28 年 4 月から一部手続きについて添付書類等のイメージデータでの送信が開始されたが、イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となっている。このため、イメージデータにより提出ができない書類については、別途郵送等で書面により提出せざるを得ない。利用者の利便性向上のため、別途税務署より提出を求められる書類や任意で提出する添付書類など、電子的に送信できない全ての書類についてイメージデータでの提出を可能とすること。

(利用者識別番号)

3. 利用者識別番号を失念した際の手続きについて改善を図ること。(新規)

利用者識別番号を失念した際は、変更届出書を提出し郵送での回答を待たなければならず、期限までに電子申告を行えないケースが想定されるため、問合せ窓口を設けるなど速やかに確認できる手段を講じること。

(暗証番号)

4. 暗証番号を失念した際の手続きについて改善を図ること。

暗証番号を失念した際は「秘密の質問と答え」を設定している場合のみ、登録されたメールアドレス宛に仮暗証番号の発行が可能であるが、設定をしていない場合は変更届出書を提出し郵送での回答を待たなければならず、申告期限までに電子申告を行うことが出来ないケースがある。このため、暗証番号を失念した全ての者へ即時通知がされるよう改善を望む。

(利用可能時間)

5. 利用可能時間を拡大すること。

e-Tax の利用可能時間については、2019 年より平日は 24 時間、土日については、確定申告期間が 24 時間、その他の期間は、毎月の最終土日の 8:30~24:00 の稼働が予定されて

いる。今後、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、24 時間 365 日の利用が可能になるよう要望する。

(確定申告書等作成コーナー) (新規)

6. 確定申告書等作成コーナーについて改善を図ること。

(1) 利用可能手続きの拡大。

青色申告承認申請書、消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書などの申請・届出を可能とすること。

(2) マイナンバーの取扱いについての改善。

マイナンバーの漏えい防止のため、送信前に申告内容確認のため印刷する申告内容確認票にはマイナンバーを表示しないこと。

(電子納税・ダイレクト納付)

7. 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること。

(1) ダイレクト納付手続きに関する改善。(新規)

ダイレクト納付手続きは申請から完了まで3週間から1カ月程度を要することから、ダイレクト納付届出書の電子申請を可能とするなど手続きの簡略化及び期間の短縮を図ること。

(2) 対応金融機関の拡大。

多くの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫がダイレクト納付に対応しているが、より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行など全ての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。

(その他)

8. e-Tax で利用可能な税目を拡大すること。

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目をその対象とすべきである。2019年10月以降、相続税の申告への対応が予定されているが、現在 e-Tax を利用できない所得税の準確定申告等についても早急に対応すること。それにより多くの納税者が電子申告のメリットを享受し得るものと考え。その上で、例えば申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書の提出が必要でないものであったとしても、可能な限り電子での受付が可能な体制を構築するよう要望する。

9. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

(地方税との情報連携の徹底)

10. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

『行政手続コスト』削減のための基本計画」において、地方税との情報連携の徹底が掲げられているが、納税者の税務手続のワンストップ化を実現するため、最低限、eLTAX と e-Tax の受信窓口を一本化すること。

以上